

戸田建設グループ人権方針

私たち戸田建設グループは、グローバルビジョン「“喜び”を実現する企業グループ」を掲げ、お客様、社員、協力会社、ひいては社会全体の“喜び”をつくり出し、それを自信と誇りに変えて成長を続けていく企業を目指しています。さらにその実現に向けてブランドスローガン「Build the Culture. 人がつくる。人でつくる。」を策定し「人」を中心に据えた企業姿勢を大切にしようとの想いを共有しています。

これら戸田建設グループの企業理念のもと、人権尊重は、すべての企業に求められるグローバル行動基準と捉え、本方針にその考え方や責任を明確に定めるものです。

1. 人権尊重に関する国際規範や法令の遵守

私たちは国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、「子どもの権利とビジネス原則」等の国際的な人権規範を支持、尊重するとともに、「国連グローバル・コンパクト」署名企業として人権をはじめとする 10 の原則を遵守します。

また、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。各国・地域の法令と国際的な人権規範の間に矛盾がある場合には、国際的な人権規範を尊重するための方法を追求します。

2. 適用範囲

本方針は、戸田建設グループの役員及び従業員（出向・派遣社員等を含む）に適用されます。

また、私たちは、事業に関連するビジネスパートナー、サプライヤーその他関係者に対して本方針の内容を支持するよう働きかけ、人権尊重への取組みを求めていきます。

3. 事業活動全体を通じた人権尊重の責任

私たちは、本方針に則り、事業活動のあらゆる面において人権を尊重します。事業活動によって、人権への影響を直接与える場合のほか、助長させる場合、事業・サービスを通じ結びつく場合も含めてその防止・低減に努め、人権への負の影響が生じた場合は適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たしていきます。

私たちは、基本的人権や人格・個性、多様性を尊重し、人種、性別、国籍、年齢、性的指向・性自認、宗教、信条、民族、障がい、身体的特徴、社会的身分、門地などを理由としたあらゆる差別、ハラスメント、不当な扱いを禁止します。

私たちは、労働災害・事故の防止、過重・長時間労働の改善に努め安全で衛生的・健康的な労働環境、異なる文化・慣習、価値観を認め合う職場づくりを進めます。

また、あらゆる形態の児童労働、強制労働、外国人労働者などへの人権侵害を禁止すると共に、結社の自由と団体交渉権を尊重し、労働・生活環境の改善に取組みます。

私たちは、事業活動を行う地域社会の住民の安全と健康をはじめとした人権を尊重し、良好な関係を築くと共に、利用者に安全な施設を提供していきます。

4. 人権に関するガバナンスおよび推進体制

戸田建設は、組織横断のサステナビリティ戦略委員会を設置し、取締役会の監督・指導のもとサステナビリティの重要な課題の一つとして人権尊重の取組みを進め、本方針の実現に努めます。

5. 人権デュー・デリジェンスの継続的な実施

私たちは、人権尊重の責任を果たすため人権デュー・デリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施していきます。

人権デュー・デリジェンスにより、事業活動における人権への負の影響を特定し、防止・軽減する取組みの実行、評価、開示を継続的に行います。

6. 是正・救済

私たちは、人権に対する負の影響を引き起こした場合、または助長・関与したことが明らかになった場合には、適切な手段を通じて、その是正・救済に取組みます。

7. ステークホルダーとの対話・協議

私たちは、人権に対する潜在的および顕在する影響の把握や改善に向けた対応について、関連するステークホルダーの様々な意見に常に耳を傾け、対話や協議を行います。

8. 教育・研修

私たちは、本方針が理解され事業活動に定着するように、戸田建設グループの役員及び従業員に対して教育・研修を実施します。

9. 情報開示

私たちは、本方針を基本とした人権尊重の取組みについてコーポレートレポートならびにウェブサイトを通じて定期的な情報開示を行います。

2022年7月策定

戸田建設株式会社

代表取締役社長

大谷清介